

# 兵庫県公報

令和4年6月10日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公営住宅管理課）	2
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	3

## 公布された法令のあらまし

### ◎災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第36号）

応急仮設住宅の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。

### ◎本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第37号）

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正により、条例で定める本人確認情報を利用することができる事務から公営住宅の家賃の徴収等に関する事務が削除されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

### ◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第38号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、家畜伝染病予防法に関する手数料として豚熱予防液交付手数料が新設されること等に伴い、収入証紙により徴収する手数料について所要の整備を行うこととした。

## 規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 兵庫県規則第36号

#### 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。  
別表第1 応急仮設住宅の供与の項2中「5,714,000円」を「6,285,000円」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項2中「1,160円」を「1,180円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 18,700	円 24,000	円 35,600	円 42,500	円 53,900	53,900円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,800円を加算した額
冬 季	円 31,000	円 40,100	円 55,800	円 65,300	円 82,200	82,200円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,300円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 6,100	円 8,200	円 12,300	円 15,000	円 18,900	18,900円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬 季	円 9,900	円 12,900	円 18,300	円 21,800	円 27,400	27,400円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,600円を加算した額

別表第1被災した住宅の応急修理の項2(1)中「595,000円」を「655,000円」に改め、同項2(2)中「300,000円」を「318,000円」に改め、同項4中「1月以内」を「3月以内(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6月以内)」に改め、同表学用品の給与の項3(2)ア中「4,500円」を「4,700円」に改め、同項3(2)イ中「4,800円」を「5,000円」に改め、同項3(2)ウ中「5,200円」を「5,500円」に改め、同表埋葬の項3中「215,200円」を「213,800円」に、「172,000円」を「170,900円」に改め、同表障害物の除去の項2中「137,900円」を「138,300円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則(以下「改正後の規則」という。)の規定(次項に規定する規定を除く。)は、令和4年4月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則別表第1被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3、被災した住宅の応急修理の項4及び埋葬の項3の規定は、この規則の施行の日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。



本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第37号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則(平成16年兵庫県規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第2の10の9の項中「第2条第1号に規定する県営住宅の家賃、県営住宅条例第19条第1項第1号若しくは第2号の敷金、」を「第2条第4号に規定する特別賃貸県営住宅に係る」に、「第47条第3項若しくは第4項」を「第47条第4項」に改め、同表10の10の項事務の欄中ソをテとし、クからセまでをシからツまでとし、キをコとし、コの次に次のように加える。

サ 県営住宅条例第44条第2項又は第47条第3項若しくは第4項の徴収金の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2の10の10の項事務の欄カ中「若しくは届出(以下このカにおいて「申請等」という。)」を削り、「申請等に」を「申請に」に改め、同欄中カをケとし、オをキとし、キの次に次のように加える。

ク 県営住宅条例第33条第1項の共益費の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2の10の10の項事務の欄中エをオとし、オの次に次のように加える。

カ 県営住宅条例第23条第1項、第42条第1項又は第44条第1項の家賃の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

別表第2の10の10の項事務の欄中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 県営住宅条例第19条第1項第1号の敷金の納付義務者又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第23号。以下「県営住宅条例」という。)第2条第4号に規定する特別賃貸県営住宅への入居に関して連帯保証人を立てている者に係るこの規則による改正後の本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)別表第2の10の9の項の規定の適用については、当該連帯保証人を立てている間は、同項中「納付義務者」とあるのは、「納付義務者若しくはその連帯保証人」とする。
- 3 この規則の施行の際現に県営住宅条例第2条第2号イに規定する県営住宅への入居に関して連帯保証人を立てている者に係る改正後の規則別表第2の10の10の項の規定の適用については、当該連帯保証人を立てている間は、同項事務の欄イ、カ、ク及びサ中「納付義務者又はその」とあるのは、「納付義務者若しくはその連帯保証人又はこれらの」とする。

(兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

- 4 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(令和2年兵庫県規則第24号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「。以下同じ」を削る。

附則第5項を削る。

附則別記様式中

「氏名.....㊦  
電話(.....).....番」

を

「氏名.....  
電話(.....).....  
電子メール.....」

に改める。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月10日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第38号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項26中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

- (3) 豚熱予防液交付手数料

別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項64(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料
- (2) 長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項26中(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える改正規定 公布の日
- (2) 別表第1使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第4に掲げるもの)の項64(1)及び(2)の改正規定 令和4年10月1日